

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

秋田県事務決裁規程の一部を改正する訓令（一五・人事課）

訓 令

秋田県訓令第十四号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十四年八月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令

許認可等事務処理日数設定規程（昭和四十年秋田県訓令第三号）の一部を次のように改正する。
別表生活環境文化部生活衛生課の項に次のように加える。

訓 令
許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令（一四・総務課）

目 次

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）	牛の特定部位を学術研究の用に供するための許可（第7条第2項）	食肉衛生検査所	7				
厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年厚生労働省令第89号）	牛の特定部位を試験検査の用に供する旨の認定（第3条第2項）	食肉衛生検査所	7				

附 則

この訓令は、平成十四年八月三十日から施行する。

秋田県訓令第十五号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

秋田県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年八月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田県事務決裁規程（昭和五十一年秋田県訓令第七号）の一部を次のように改正する。
別表第六生活環境文化部生活衛生課の項に次のように加える。

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）	1 牛の特定部位を学術研究の用に供するための許可（第7条第2項）	食肉衛生検査所長	
	2 国等に対する協力依頼（第10条第2項）	生活衛生課長	

厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年厚生労働省令第89号）	牛の特定部位を試験検査の用に供する旨の認定（第3条第2号）	食肉衛生検査所長	
---	-------------------------------	----------	--

別表第六農林水産部農畜産産振興課飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）の項第4号中「第20条第1項」を「第20条第2項、第3項」に改め、同表農林水産部農畜産産振興課の項に次のように加え

牛海綿状脳症対策特別措置法	1 死亡した牛の届出の受理（第6条第1項）	家畜保健衛生所長	
	2 国等に対する協力依頼（第10条第2項）	農畜産産振興課長	

附 則
この訓令は、平成十四年八月三十日から施行する。

発行者 秋 田 県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千五百円

印刷所 秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 082-8766000
FAX 082-8766000
E-mail: matsubara@matsubaranatsushu.co.jp

印刷者 秋田市山王七丁目五番二十九号
松原印刷社

